

警察署協議会議事録

協議会名	令和8年第1回宮城県登米警察署協議会
開催日時	令和8年3月3日（火）午前10時55分から 午後0時00分まで
開催場所	登米警察署 大会議室
出席者等	1 協議会委員 ・ 出席委員～橘会長、志賀副会長、渡邊委員、熊谷委員  ・ 欠席委員～なし  2 警察署側 署長、次長、警務会計課長、警務会計課課長代理、地域課長、 刑事課長、交通課長、生活安全課課長代理、警備課課長代理
議事概要	別紙のとおり
備考	

## 1 報告事項等

### (1) 管内の治安情勢について

署長から、令和7年中、令和8年1月末現在における刑法犯認知・検挙状況や交通事故発生状況等、管内の治安情勢について説明がなされた。

委員： 昨年中、豊里町内で発生した人身事故の特徴を伺いたい。

交通課長： 昨年中、豊里町内において4件の人身事故が発生しており、うち3件が追突事故となる。追突事故は、県内全般で発生が多く、脇見運転による追突、信号待ち中にスマートフォンを見ていての追突などに注意が必要である。

### (2) 交通法令の改正について

交通課長から、令和8年4月1日から施行となる自転車の交通違反に対する反則通告制度の適用、生活道路の法定速度引き下げ等について説明がなされた。

委員： 青切符を作成する際、住所、氏名の申し立てを拒否された場合、どのようにするか伺いたい。

交通課長： 違反者の住所、氏名等については、本人の申し立てだけでなく身分証等で確認している。住所、氏名等の申し立てを拒否した場合、身柄を拘束する場合もあることは想定される。

委員： 自転車で歩道を走る時や、歩道が設置されていない道路を走る時、どのように走行すべきか伺いたい。

交通課長： 自転車で歩道を走行する時は、左側・右側どちらでもよいが、歩行者優先で走行願いたい。

また、歩道が設置されていない道路で、路側帯を走行するときは車道の左側の路側帯を走行願いたい。

### (3) 速度取締り指針について

交通課長から登米警察署における交通事故実態や取締り重点区域の設定等について説明がなされた。

委員： 4月6日から春の交通安全運動が開催されるが、先程話のあった交通法令の改正等を地域住民に周知してもらいたい。

交通課長： 関係機関等と協働で広報啓発活動を実施する。

## 2 意見・要望等

### (1) 歩車分離式信号機について

委員： 先日の午後3時30分頃、中田町浅水地内の歩車分離式信号機が設置されている交差点を通行した際、歩車分離式信号機に慣れていないトラックが赤信号に気付かず左折しようとして、横断しようとした中学生達と接触しそうになるのを目撃した。

歩車分離式信号機に慣れていない運転手も多いと思われるため、登下校時間帯における警戒活動を行ってもらいたい。

交通課長： 中田町を管轄する佐沼警察署に情報提供を行う。

委員： 豊里町内にも歩車分離式信号機が設置された交差点が2カ所あるが、交差点内を斜め横断をすることが可能か否かについて伺いたい。

交通課長： 同交差点内には斜め横断可能な横断歩道はないため、斜め横断はできない。よって、横断歩道表示に応じて横断願いたい。  
横断歩行者の安全確保のため、継続して警戒警ら活動を行うとともに各種交通安全教育を通じて啓発活動を実施していく。